

委員会提出議案第3号

保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を  
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定  
により提出します。

令和5年3月23日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 南 出 昌 彦

## 保育士配置の最低基準の引き上げと 保育予算の大幅な増額を求める意見書

2022年の出生数は約79万人で、統計を取り始めた1899年以降、初めて80万人を割り、過去最少の水準となった。背景のひとつに、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、子どもの権利を守る制度の不備など、乳幼児期の保育環境や制度の問題があげられている。日本の保育士配置の最低基準は、戦後からほとんど変わっておらず、1・2歳児は1967年以降、4・5歳児は1948年に基準が定められてから一度も見直されていない。世界的に見ても低い基準は厳しい労働条件であり、子どもが亡くなる痛ましい事故や、不適切保育による事件の遠因になっているという指摘もある。

本市ではそれら現状をふまえ、国で定められた配置基準に加え、市独自で1歳児の配置を4対1としている。

また、4月に発足するこども家庭庁の予算に、4・5歳児の配置を30対1から25対1にするための給付費の加算が盛り込まれたが、対象となる施設は、定員121人以上、保育士の平均勤続年数12年以上が条件で、全保育所のわずか4%しか当てはまらない。特定の子どもだけが手厚い保育を受けることはあってはならず、規模の大小や平均勤続年数にかかわらず、全ての保育所や認定こども園を対象とすべきである。

首相は年頭の会見で「異次元の少子化対策」を実現させると宣言し、子ども・子育て予算の倍増をめざすとしている。しかし、2023年度のこども家庭庁の予算は4兆8,104億円で、2022年度に厚生労働省や内閣府が計上した関連予算と比べて2.6%の増額にとどまっている。

現在の保育業務は、子どもの健康管理をはじめ、様々な支援を要する子どもの受入れ、安全管理や感染症対策など保育士等の負担は増す一方であり、今こそ、配置基準の見直しをはじめ、必要十分な保育施策を実現しなければならない。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

1. 保育士配置基準を引き上げること。
2. 保育予算を大幅に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日  
橋本市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣